

111 福祉用具貸与費

点検項目	点検事項	点検結果		
高齢者虐待防止措置実施の有無	運営基準に規定する高齢者虐待防止措置を講じていること	☐	あり	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
		☐	あり	高齢者虐待防止のための指針を整備
		☐	あり	高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施
		☐	あり	高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の選定
業務継続計画策定の有無 (令和7年3月31日までの間、経過措置)	運営基準に規定する業務継続計画の策定等の措置を講じていること	☐	あり	業務継続計画の策定
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	☐	該当	
	開始日の属する月	☐	該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域	☐	該当	
	1月あたりの実利用者が15人以下	☐	該当	
	開始日の属する月	☐	該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐	該当	
	開始日の属する月	☐	該当	

別表中山間地域等に該当する地域(R7.4.1現在)

市町村	(1)	(2)	(3)	(1)中山間地域等における小規模事業所加算(10%)	(2)特別地域加算(15%)							
				(3)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%)								⑧大臣が別に定める地域
				①半島振興	②特定農山村	③過疎	④辺地	⑤離振	⑥奄振	⑦山村		
鹿児島市												
鹿児島市	△	×	△	東桜島地区(野尻, 東桜島, 古里, 有村, 黒神, 高免, 持木)			一部地域					
吉田町	×	×	×									
桜島町	△	△	○	○		○		新島				
喜入町	○	×	○	○	○		一部地域					
松元町	○	×	○	○			一部地域					
郡山町	○	×	○	○	下伊集院村		一部地域					
鹿屋市							一部地域					
鹿屋市	△	△	○	○	新城村					高隈村		
輝北町	○	×	○	○		○						
串良町	○	×	○	○								
吾平町	○	×	○	○		○						
枕崎市	○	×	○	○		○						
阿久根市	○	×	○			○	一部地域					
出水市												
出水市	△	△	△		大川内村 出水町		一部地域	桂島		大川内村		
野田町	○	×	○			○						
高尾野町	×	×	×									
指宿市												
指宿市	○	×	○	○		○						
山川町	○	×	○	○		○						
開聞町	○	×	○	○		○						
西之表市	×	○	○			○	一部地域	○				
垂水市	○	×	○	○	○	○	一部地域					
薩摩川内市							一部地域					
川内市	△	×	△		下東郷村							
樋脇町	○	×	○			○						
入来町	○	×	○			○						
東郷町	○	×	○		○	○						
祁答院町	○	×	○		黒木村	○						
里村	×	○	○		○	○		○				
上甕村	×	○	○		○	○		○				
下甕村	×	○	○		○	○		○				
鹿島村	×	○	○			○		○				
日置市							一部地域					
東市来町	○	×	○	○	下伊集院村	○						
伊集院町	○	×	○	○	下伊集院村							
日吉町	○	×	○	○	下伊集院村	○						
吹上町	○	×	○	○		○						
曾於市							一部地域					
大隅町	○	×	○	○		○						
財部町	○	×	○	○		○						
末吉町	○	×	○	○		○						
霧島市							一部地域					
国分市	×	×	×									
溝辺町	×	×	×									
横川町	○	×	○			○						
牧園町	○	×	○		○	○						
霧島町	×	○	○		霧島村	○				○		
隼人町	×	×	×									
福山町	○	×	○			○						

市町村	(1)	(2)	(3)	(1)中山間地域等における小規模事業所加算(10%)			(2)特別地域加算(15%)				
				(3)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%)							
				①半島振興	②特定農山村	③過疎	④辺地	⑤離振	⑥奄振	⑦山村	⑧大臣が別に定める地域
いちき串木野市							一部地域				
串木野市	○	×	○	○	○	○					
市来町	○	×	○	○	○	○					
南さつま市							一部地域				
加世田市	○	×	○	○		○					
笠沙町	○	×	○	○	○	○					
大浦町	○	×	○	○		○					
坊津町	○	×	○	○		○					
金峰町	○	×	○	○	阿多村	○					
志布志市							一部地域				
松山町	○	×	○	○		○					
志布志町	○	×	○	○		○					
有明町	○	×	○	○		○					
奄美市							一部地域				
名瀬市	×	○	○		○	○			○		
住用村	×	○	○		○	○			○		
笠利町	×	○	○			○			○		
南九州市							一部地域				
額娃町	○	×	○	○		○					
知覧町	○	×	○	○		○					
川辺町	○	×	○	○	○	○					
伊佐市							一部地域				
大口市	△	△	○		山野町	○				山野町	笹野、羽月山神、羽月西、青木東、針持、曾木
菱刈町	○	×	○			○					
始良市							一部地域				
加治木町	×	×	×								
始良町	△	×	△		山田村						
蒲生町	○	×	○		山田村	○					
三島村	×	○	○		○	○	一部地域	○			
十島村	×	○	○		○	○	一部地域	○			
さつま町							一部地域				
宮之城町	○	×	○			○					
鶴田町	○	×	○			○					
薩摩町	○	×	○		求名村	○					
長島町							一部地域				
東町	△	△	○			○		獅子島			
長島町	○	×	○			○					
湧水町											
栗野町	○	×	○			○					
吉松町	○	×	○			○					
大崎町	○	×	○	○		○	一部地域				
東串良町	○	×	○	○		○					
錦江町							一部地域				
大根占町	○	×	○	○	○	○					
田代町	×	○	○	○	○	○				田代村	
南大隅町							一部地域				
根占町	○	×	○	○		○					
佐多町	×	○	○	○	○	○				○	
肝付町							一部地域				
内之浦町	×	○	○	○	○	○				内之浦村	
高山町	○	×	○	○		○					
中種子町	×	○	○			○	一部地域	○			
南種子町	×	○	○			○	一部地域	○			
屋久島町							一部地域				
上屋久町	×	○	○		○	○		○			
屋久町	×	○	○		○	○		○			

市町村	(1)	(2)	(3)	(1)中山間地域等における小規模事業所加算(10%)				(2)特別地域加算(15%)				
				(3)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%)								⑧大臣が別に定める地域
				①半島振興	②特定農山村	③過疎	④辺地	⑤離振	⑥奄振	⑦山村		
大和村	×	○	○		○	○	一部地域		○			
宇検村	×	○	○		○	○	一部地域		○			
瀬戸内町	×	○	○		○	○	一部地域		○			
龍郷町	×	○	○		○	○	一部地域		○			
喜界町	×	○	○			○	一部地域		○			
徳之島町	×	○	○			○	一部地域		○			
天城町	×	○	○			○	一部地域		○			
伊仙町	×	○	○			○	一部地域		○			
和泊町	×	○	○			○	一部地域		○			
知名町	×	○	○			○	一部地域		○			
与論町	×	○	○			○	一部地域		○			

[凡例：○＝全域該当，△＝一部地域該当，×＝全域非該当]

***留意事項**

(1) 旧町村名や地区名のほか、「一部地域」と記載されている対象地域については、関係市町村に詳細をお問い合わせください。
(2) 特に、辺地については、固定したものではなく、市町村の振興計画の策定状況に伴い変動することから、関係市町村に確認してください。

***各加算の概要**

- (1) 中山間地域等における小規模事業所加算（10%加算）
中山間地域等（特別地域加算の対象地域を除く）に所在する小規模事業所がサービスを行うことを評価するもの。
(2) 特別地域加算（15%加算）
特別地域に所在する事業所がサービスを行うことを評価するもの。＜（1）と（2）の同時算定不可＞
(3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（5%加算）
中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを行うことを評価するもの。
＜各要件を満たす場合には、（1）又は（2）との同時算定可＞

(1)中山間地域等における小規模事業所加算(10%)対象地域 ＜厚生労働省告示第83号一＞

※特別地域加算対象地域を除いた以下に該当する地域

- ①半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項に規定により指定された半島振興対策実施地域
②特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
③過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域
④辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
○豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条の規定により指定された豪雪地帯及び特別豪雪地帯(鹿児島県該当なし)

(2)特別地域加算(15%)対象地域 ＜厚生労働省告示第120号＞

- ⑤離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
⑥奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
⑦山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
⑧豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)に定める豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)に定める辺地、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域その他の地域のうち、厚生労働大臣が別に定めるもの ＜厚生省告示第53号＞
○小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島(鹿児島県該当なし)
○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島(鹿児島県該当なし)

(3)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%)対象地域 ＜厚生労働省告示第83号二＞

- ①半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項に規定により指定された半島振興対策実施地域
②特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
③過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域
④辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
⑤離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
⑥奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
⑦山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
○豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条の規定により指定された豪雪地帯及び特別豪雪地帯(鹿児島県該当なし)
○小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島(鹿児島県該当なし)
○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島(鹿児島県該当なし)